

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 18 年 3 月 16 日公表）

2. コメント募集期間

平成 18 年 3 月 16 日～平成 18 年 5 月 1 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 22 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 18 年 10 月 27 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL3	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL5	株式会社日本航空 経営企画室
CL6	中央青山監査法人 業務管理本部
CL7	東京薬業厚生年金基金
CL9	企業年金連合会
CL10	東京都総合厚生年金基金協議会
CL12	全国建設機械器具リース業厚生年金基金
CL13	東京都電設工業厚生年金基金
CL14	全国総合厚生年金基金協議会
CL15	中国薬業厚生年金基金
CL16	日本工作機械関連工業厚生年金基金
CL17	中央青山監査法人 業務管理本部退職給付会計グループ
CL18	岡山県自動車販売店厚生年金基金
CL19	社団法人日本年金数理人会
CL20	愛媛県自動車厚生年金基金
CL21	高知県機械金属工業厚生年金基金
CL22	高知県建設業厚生年金基金
CL23	岡山県運輸厚生年金基金
CL24	香川県トラック厚生年金基金

CL25	山陰トラック事業厚生年金基金
CL26	徳島県建設業厚生年金基金
CL27	鳥取県医療機関厚生年金基金
CL28	四国菓業厚生年金基金
CL29	四国電気工事業厚生年金基金
CL30	島根県医療機関厚生年金基金
CL31	中国印刷工業厚生年金基金
CL32	広島県食品製造厚生年金基金
CL33	徳島県病院厚生年金基金
CL34	全国情報サービス産業厚生年金基金
CL35	東京都私的病院厚生年金基金
CL36	企業年金連合会 中国四国地方協議会香川部会
CL37	愛媛県医療機関厚生年金基金
CL38	岡山県機械金属工業厚生年金基金
CL39	香川県建設業厚生年金基金
CL40	社団法人信託協会
CL41	四国木材厚生年金基金
CL42	香川県医師会厚生年金基金
CL43	愛媛県建設業厚生年金基金
CL44	岡山県被服厚生年金基金
CL45	島根県機械金属工業厚生年金基金
CL47	外食産業ジェフ厚生年金基金
CL48	関東鍍金工業厚生年金基金
CL49	愛媛県トラック厚生年金基金
CL50	愛媛県機械金属工業厚生年金基金
CL51	大阪府食品流通厚生年金基金
CL52	大阪府水道工事業厚生年金基金
CL53	横浜市工業厚生年金基金
CL54	埼玉県総合厚生年金基金協議会
CL55	東京建築設計厚生年金基金
CL56	鳥取県食品産業厚生年金基金
CL57	甲信越印刷工業厚生年金基金
CL58	全国マーガリン製造厚生年金基金
CL59	長野県卸商業団地厚生年金基金
CL60	関東百貨店小売業厚生年金基金

CL61	広島県建設業厚生年金基金
CL62	新潟県石油業厚生年金基金
CL63	監査法人トーマツ年金会計サービスライン
CL64	企業年金連合会近畿地方協議会及び大阪薬業厚生年金基金
CL65	あずさ監査法人退職給付会計検討グループ
CL66	全国石油業厚生年金基金協議会
CL67	東京都石油業厚生年金基金
CL68	全日本葬祭業厚生年金基金
CL69	日本スポーツ用品厚生年金基金
CL70	日本旅行業厚生年金基金
CL71	全国旅館業厚生年金基金
CL72	年金制度研究会
CL73	東京化粧品厚生年金基金
CL74	全国神社厚生年金基金
CL75	ホンダ販売厚生年金基金
CL76	日本金型工業厚生年金基金
CL77	日本造園建設業厚生年金基金
CL78	新世紀企業年金フォーラム
CL79	全国自動車部品用品厚生年金基金
CL80	酒フーズ厚生年金基金
CL81	情報通信設備厚生年金基金
CL82	全米商連厚生年金基金
CL83	東京都電機厚生年金基金
CL84	全国計機厚生年金基金
CL85	関西電気工事業厚生年金基金
CL86	日本住宅建設産業厚生年金基金
CL87	日本食鳥鶏卵産業厚生年金基金
CL88	非破壊検査業厚生年金基金
CL89	東京印刷工業厚生年金基金
CL90	北海道トラック厚生年金基金
CL91	東日本電機流通厚生年金基金
CL92	東京機器厚生年金基金
CL93	全国シルバー人材センター厚生年金基金
CL94	全国信用保証協会厚生年金基金
CL95	日本リネンサプライ業厚生年金基金

CL96	東京都自動車整備厚生年金基金
CL97	社団法人生命保険協会 企業保険委員会
CL98	企業年金連絡協議会
CL100	四国三県自動車整備厚生年金基金
CL102	全日本シティホテル厚生年金基金
CL103	徳島県機械金属工業厚生年金基金
CL104	東日本文具販売厚生年金基金
CL105	中国四県木材厚生年金基金
CL106	東京実業厚生年金基金
CL107	長野県トラック事業厚生年金基金
CL108	(株) 社会保険研究所
CL109	全国ダイカスト工業厚生年金基金
CL110	全国調理食品加工業厚生年金基金
CL111	東京乗用旅客自動車厚生年金基金
CL112	全国クレーン建設業厚生年金基金
CL113	公認会計士厚生年金基金
CL114	全国板硝子商厚生年金基金
CL115	日本鉄リサイクル工業厚生年金基金
CL116	東日本紙器厚生年金基金
CL117	日本税理士厚生年金基金
CL118	全日本食品機械工業厚生年金基金
CL119	東京都電設工業厚生年金基金
CL120	社団法人 日本証券投資顧問業協会
CL121	道路施設協会厚生年金基金
CL122	出版厚生年金基金
CL123	日本公認会計士協会
CL124	東京都建設業厚生年金基金
CL125	全国信販厚生年金基金
CL126	日本造船・関連工業厚生年金基金
CL127	全国電子情報技術産業厚生年金基金
CL128	山口県自動車販売厚生年金基金
CL129	東京空調衛生工事業厚生年金基金
CL135	野村アセットマネジメント (株) 投資顧問業務部
CL137	全国塗装厚生年金基金
CL140	東京海上アセットマネジメント投信株式会社

CL141	全国システムハウス業厚生年金基金
-------	------------------

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL1	西部 浩之	
CL2	佐野 邦明	年金数理人
CL4	藤井 康行	
CL8	大山 義広	年金数理人
CL11	位田 周平	三菱UFJ信託銀行 年金数理人
CL46	杉田 健	三井アセット信託銀行株式会社年金リサーチセンター
CL99	吉田 弘文	朝日新聞厚生年金基金 常務理事
CL101	村田 久	大和住銀投信投資顧問（株）年金第二部 アカウントマネージャー
CL130	渡 伸一	
CL131	加藤 達司	
CL132	阿久井 勉	
CL133	日和 貞憲	
CL134	柳澤 雅美	日本生命保険相互会社 本店特別法人部長
CL136	平田 高也	
CL138	原口 康彦	
CL139	立石 直生	北村社会保険出版 営業部長

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
Q1 法改正と交付金の受取り		
	<ul style="list-style-type: none"> Q1の記載は主に年金財政計算に係る記載となっているが、会計上の取扱いと混同してしまうような記載になっており分かりにくくなっているため、年金財政計算についての説明であるということをはっきりさせるような書き振りとして頂きたい。また、年金財政計算の説明部分については、会計上の取扱いとの混同を避けるうえでも、言葉の定義・説明等を加えて出来る限り平易に記載頂きたい。 	公開草案の記載の方法で問題ないものと考えられたため、変更は行わないこととした。
	<ul style="list-style-type: none"> Q1のAでは、(1)(2)(3)の3つ全てが平成17年4月1日から施行されていると書かれているが、(2)の施行は、平成16年10月1日である。 	コメントの指摘どおり修正した。
Q2 交付金の会計処理		
反対の立場	<p>交付金を、交付の都度、損益に反映させることは適正でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務を従来通りPBOとした場合、これと関連しない交付金の多寡により、期間損益が大きく変動する可能性がある。この期間損益の変動は、年金資産の運用収益等の当期に発生した事象に起因したのではなく、当期以前の事象に起因したものであり、法改正時点で予め想定可能なものである。また、交付金は、実際には代行部分の給付を賄うための資金として交付されるものであり、用途が限定された預かり金（または借入金）のような資金性格を持っている。このような資金性格を持つ交付金を、単に収入項目として会計処理することは、法令の表面的な部分にとらわれ、法令の趣旨を深く考察した処理ではなく、再考すべきである。 	<p>厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用の見直しについては、今後の検討とし、今回は現行の退職給付会計基準に則した取扱いとすることとした。</p> <p>なお、コメントを踏まえ、「(参考) 検討にあたって」における記載を追加した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代行部分の給付に係る責任のうち、最低責任準備金を超える部分の責任は、法改正によって政府に帰属することが明確になったものである。従って、交付金は単なる年金資産（収益）の会計問題ではなく、債務評価の会計問題と解釈することが妥当である。 ・ 免除保険料は、厚生年金保険料を全額国に拠出した上で、代行給付を賄うために必要な費用を国から厚生年金基金に交付されているものと見做すことも出来る。交付金も、過去に交付された免除保険料の不足分を事後的に、国から厚生年金基金に交付されるものであり、免除保険料と同一の性格を持つものであるといえる。このように、今回の交付金は、国が負担すべき代行部分の給付のため、基金に補填しているにすぎず、事業主の負担する退職給付費用とは異質のものである。 ・ 交付金を、交付の都度、退職給付費用から控除するという会計処理は誤りである。 <ul style="list-style-type: none"> ①この会計処理の根拠の1つとして、「母体企業（事業主）以外からの拠出がある場合の処理として、従業員からの拠出部分と同様に考えられる」ことが挙げられているが、従業員掛金は、将来の退職給付を基礎に年金数理に基づき算定された掛金額の一定割合とする（従業員の労働の対価を合理的に反映する）形で算出することから、退職給付費用からその金額を控除する処理としても、母体企業（事業主）の期間損益を歪めるものではないが、交付金は、将来の退職給付とは係りなく、「従業員からの拠出部分と同様」とは考えられない。「母体企業以外からの拠出」という外形的な類似性をもって同様の処理を適用することは、母体企業（事業主）の期間損益を歪めることとなる。 ②また、「当該交付により年金資産を増加させることとなるが、年金資産の運用により生じる収益ではないため、（中略）数理計算上の差異には該当しないと考えられる」ことが挙げられており、交付金が数理計算上の差異に該当しないことは明らかだが、交付金は年金資産を増加させるだけでなく、最低責任準備金に繰り入れられて厚生年金基金（したがって母体企業）の法律上の債務を増加させることである。代行部分の債務をPBOで評価する結果として、政府からの交付金を退職給付費用から控除するという会計処理は、財政状況に変化を与えないにもかかわらず、母体企業（事業主）の退職給付費用が交付金の受け取りによって変動することとなり、法改正の事実を的確に反映できていないと考える。 	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>③さらに、交付金は、代行部分に係る過去期間代行給付現価と最低責任準備金の大小関係に応じて交付されるものであって、その額は、「将来の退職給付のうち当期の負担に属する金額」（退職給付費用）とは何ら関係ない。企業活動以外から生じたものであり、退職給付費用から控除し利益要因とすることは企業の活動実態を歪めることとなる。現金主義的な会計処理は、適正な期間配分を標榜する退職給付会計全体の基本構造に照らし、根本的に矛盾するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金は最低責任準備金を必要額に積み増すため国の年金制度との調整から発生するものである。交付金による年金資産の増加は、そもそも現行の代行部分 PBO による債務評価が実態と乖離しているため、このような実態を歪める処理となる。 ・ 本公開草案において示されている取扱いに基づいた場合、交付金の交付状況によって基金設立企業における財務の状況が変化しないにもかかわらず、交付金の交付状況によって毎期の退職給付費用が大きく変動することになる。このような取扱いは、企業の実態開示のあるべき姿からは大きく乖離しており、株式市場・投資家などに対して誤った情報を提供することになるため、不適切である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は、厚生年金保険法附則第 30 条に定める交付金を対象としているが、「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 84 条に定める「政府負担金」は今回の公開草案で規定されず、従前どおりの処理である。政府負担金は殆ど全ての厚生年金基金で発生しているが、現行基準では、退職給付債務の計算時において政府負担分を控除しているため、厚生年金基金が政府負担金を受け取った時点で、母体企業は会計処理を行っていない。法律上も実態上も同等と考えられる交付金と政府負担金とで退職給付債務での扱い及び発生時の会計処理が異なるのは適切ではないと考えられる。 	同上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の法改正により、「発生基準により交付金を評価した額を年金資産に加算する」という会計基準を採用することが適切と考える。この点で公開草案及び（参考）(1) (2) に示された意見は適切ではない。年金資産に加算する額は、実務上対応可能な範囲内で合理的に評価した額とすることが適切と考える。 	同上
賛成の立場	<p>本公開草案に示されている交付金の会計処理等、一連の取扱いについて同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「退職給付会計基準」では、退職給付費用の損益計算書における表示方式として、「純額方式」（勤務費用、利息費用、期待運用収益の額、過去勤務債務のうち費用として処理した額、及び数理計算上の差異のうち費用として計上した額を純額で表示する方式）を採用している。また、厚生年金基金制度については、退 	公開草案への賛成意見のため対応なし。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>職給付会計基準上、一つの退職給付制度とみなして会計処理を適用するものとしている。交付金については、交付により年金資産を増加させることになり、その会計処理は、退職給付会計基準の基本的考え方に従い「純額方式」を採用することが妥当である。したがって、本公開草案で示されているように交付される都度、退職給付費用から控除する会計処理に同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の法改正で交付金を受取ることは、事業主以外からの拠出と同様の会計事象と扱うことが妥当と考えており、年金財政計算と退職給付債務計算は分離して会計処理を決定すべきと考える。代行部分に係る退職給付債務については現行の退職給付会計基準の変更が必要とは考えておらず、したがって、公開草案において記載されている交付金の会計処理に賛成する。 交付金を受領時に退職給付費用の減額処理するとの会計処理は、交付金による年金資産の増加を処理する方法として合理的であると考え。事業主が拠出することなく年金資産の増加があるため数理計算上の差異としての処理も可能であろうが、数理計算上の差異は「年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異」との退職給付会計基準の定義には合致せず、第三者による拠出を会計処理として認識する処理が適切であると考え。 	
修正案	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付費用から交付金を控除する処理を原則としつつも、実態に応じて区分して処理することを認めることが望ましい。交付金の有無により、年度ごとに退職給付費用が大きく変動することが予想されるが、企業の統制下でない交付金の有無により「人件費」が大きく変動することは、望ましいとはいえない。交付金によって、従業員の労働の対価が前年度と大きく異なるとは考えられず、退職給付費用が正当な労働の対価を反映していないとの懸念が生じる。 	<p>交付金の額については開示を求めることとしているため、公開草案からの変更は行わないこととした。</p>
Q3 交付金の開示		
賛成の立場	<ul style="list-style-type: none"> 開示についても公開草案の考え方に同意する。 	<p>公開草案への賛成意見のため対応なし。</p>
修正案	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案の内容は適切ではないと考えるが、仮に公開草案が実際の実務に反映される内容となった場合には、重要性の原則に則って、代行部分の退職給付債務（PBO）と最低責任準備金の開示を勧奨することが望ましい。なお、実務指針において代行返上の会計処理として注記が強制されている。これに沿って、実務は進められており、実務上は決算時に注記を行うことに問題はない。 	<p>現行の財規ガイドライン 8 の 13-1-2-2 でも、代行部分に係る開示ができるものとされているため、現行実務を踏まえ、公開</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		草案からの変更は行わないこととした。
適用時期		
	<ul style="list-style-type: none"> 適用時期を「公表日以後」ではなく具体的な年月を明示すべきである。 	今回の対応は、現行の退職給付会計基準に則して、当面必要と考えられる実務上の取扱い示したものであり、適用時期を示す性格のものではないと考えられるため、公開草案からの変更は行わないこととした。
全般		
公開草案に同意する意見	<p>今回の法令改正からは、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の設定時における基本的な前提を変える制度改革が行われたとは言えず、退職給付会計基準を見直す必要はないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の法令改正によって、会計的観点から明らかとなったことは、政府から交付金を支給するという事項だけである。給付額に対する変更は行われていない。したがって、当該交付金の会計上の取扱いを明らかにすれば足り、将来の給付を合理的に見積もりその発生部分の現在価値により算定する退職給付債務の評価方法を変更する必要はない。 今回の法改正においては、代行部分の給付額に変更があるものではない。したがって、退職給付会計基準の考え方を変更する必要はないものとする。 今回の法改正は、免除保険料率の凍結解除に際し、給付現価の増大に伴う不足額（過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差額）について、一定の条件のもとで政府が財源手当てすることが主要内容であるとする。つまり、今回の法改正によっても、厚生年金基金の代行部分の給付を政府が行うわけではなく、給付責任は従来どおり厚生年金基金にある。また、政府が交付金を厚生年金基金に交付するということは、年金財政上の観点から行われるものであり、給付責任そのものを政府がもつことを示しているものではない。企業会計の観点から、今回の法改正によって、退職給付会計基準の設定時における基本的な前提を変える制 	公開草案への賛成意見のため対応なし。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	度改革が行われたとは言えず、退職給付債務に最低責任準備金を採用することは妥当ではない。	
「(参考) 検討にあたって」について		
代行部分を退職給付会計基準の対象外とすべきではないとする意見	<p>退職給付会計基準の対象外とすべき意見に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> もともと企業側に代行部分と加算部分を一体として運用することにより、運用資金の規模を大きくし有利な運用を目指すという意図がある以上、これまでの退職給付会計基準の姿勢と矛盾せず対象外として会計処理することは、実態に合っているとは考えられない。 厚生年金基金の代行部分に係る年金資産は、加算部分と合同して運用されており、厚生年金基金の実績運用利回りが厚生年金本体の実績運用利回りを下回った場合には、厚生年金基金がその不足額について負担することになる。つまり、年金資産の運用に係るリスクとベネフィットのすべてを厚生年金基金が負担又は享受することになる。この点を考慮すると、今回の法改正によっても厚生年金基金の代行部分を退職給付会計基準の対象外とすることは妥当ではない。 	<p>実務対応報告本文は、当面の取扱いとして、現行の退職給付会計基準に則した取扱いを示すこととした。</p> <p>コメントを踏まえ、「(参考) 検討にあたって」における記載を適宜修正した。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「厚生年金基金を、私的な年金制度と実質的な公的年金制度の2つの年金制度から構成されるとみる見方」について→ 公開草案に紹介されているように、年金資産が一体として運用・運営されていることから、この見方は妥当ではないと考える。 	<p>「(参考) 検討にあたって」では一つの見方として記載がされているものである。</p>
代行部分の債務は最低責任準備金とすべきではないとする意見	<p>今回の法令改正において、免除保険料率の凍結解除がなされ、最低責任準備金を超える負担が事業主に及ばないとの判断のもと、代行部分の債務を退職給付債務ではなく、最低責任準備金にすべきとの意見もある。しかし、これは以下の観点から採用できないと考える。</p> <p>(ア)最低責任準備金は代行部分のあるべき債務を示していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の法令改正により、厚生年金基金の財政運営上、代行部分債務額の基準として、最低責任準備金と過去期間代行給付現価の2種類が明示された。このうち、基金運営上の本来あるべき代行部分債務は過去期間代行給付現価と考えられるものの、従前の財政運営基準との継続性等に配慮した結果、最低責任準備金が基金運営上の代行部分債務とされた。最低責任準備金だけを基準として基金運営を行うと、将来資金不足が生じる恐れがあり、交付金はこのような不健全な状況を回避するため、過去期間代行給付現価と最低責任準備金の差額が一定の乖離状態に達した場合に支給されると考えられる。つまり、交付金の存在自体が、最低責任準備金が経過的に残された指標でしかなく、本来の代行部分のあるべき債務額を表していな 	<p>実務対応報告本文は、当面の取扱いとして、現行の退職給付会計基準に則した取扱いを示すこととした。</p> <p>コメントを踏まえ、「(参考) 検討にあたって」における記載を適宜修正した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>いことを示している。このため、代行部分の債務を最低責任準備金で表示することは、実態と異なる情報を財務諸表利用者に提供することになり、認められない。一方、過去期間代行給付現価も予定利率が3.2%に固定されているなど、基金ごとの実態を十分に反映しているとは言いがたい。そのため、会計上は過去期間代行給付現価と同様の概念であり、かつ個別基金の実態をより反映した退職給付債務をもって代行部分債務とすることが妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金は国に返還する場合にはたしかにその額までが返済額となろうが、厚生年金基金が永続的に存続する限りには代行部分の給付負担額の合理的な評価額は代行給付現価であると考え。これは、一時金制度の退職給付債務額を期末要支給額でよしとせず、数理的評価をおこなった退職給付債務額とすべしとの退職給付会計基準の理論と類似の概念ではないかと考える。仮に債務評価額が最低責任準備金の額でよしとするならば、何ゆえに過去期間代行給付現価と比較するのかその理由が明らかにされていない。さらに、政府の交付金は代行給付現価の1/2まで行われるものであり、代行給付現価の1/2よりも最低責任準備金が多い場合、これに満たない部分への手当てはなされていない。 最低責任準備金を代行部分の債務とした場合、毎期の費用は掛金に基づき会計処理することになるが、この会計処理では、適切な費用の期間配分を目的として、発生した費用を計上するという退職給付会計の主旨に反する。また、最低責任準備金を構成する個人別債務が、本来生じないはずのマイナス残高となっているケースがある。このように、最低責任準備金は、実態としてあるべき債務を表示しているといえない。 <p>(イ)事業主の負担が最低責任準備金を超える場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金を超える負担が事業主にないのであれば、交付金自体が必要ないはずである。もしくは、ある一定時点における退職給付債務と最低責任準備金の差額全額について、将来の利率変動等にかかわらず支給されることが明定されるべきである。しかし、現状では交付金の支給には一定の条件を満たす必要があることから、これを満たさない場合は、少なくとも現時点の最低責任準備金と過去期間代行給付現価の差額を、事業主が運用リスクという形で負担することは自明である。これは、前提条件次第で交付金の収入現価が、過去期間代行給付現価と最低責任準備金の差額と数理的に同額とならないケースがあることから明らかである。最低責任準備金は非継続企業を前提とした場合の概念でしかなく、これを超える負担がないとの考え方があるが、この考え方は厚生年金基金が解散又は代行返上しなければ経済実態として 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>実現しないものである。つまり、継続企業を前提とするかぎり、現時点における最低責任準備金を超える負担が将来生じるリスクを事業主は負っている。したがって、会計上、代行部分の債務を最低責任準備金とすることはできず、過去期間代行給付現価と同様の概念でありながらより個別基金の実態を反映している退職給付債務で評価することが妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金を超える負担が事業主にないのであれば、交付金の支給そのものが必要ないか、あるいは、退職給付債務と最低責任準備金の差額全額について、交付金の支給を確約する必要がある。しかし、①代行部分の年金資産の運用次第によって現在の最低責任準備金を超える負担が将来的に生じる可能性があること、②交付金には支給要件が付されていることから、過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差額のうち、交付金で賄われない部分が存在することから、今回の法令改正によっては、最低責任準備金を超える負担を事業主が負わないとはいいきれない。 <p>(ウ) 退職給付債務として認識する金額は、最低責任準備金ではなく、退職給付会計基準で定める退職給付債務 (PB0) である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計基準は、年金財政計算上で使用されている予測給付評価方式ではなく、発生給付評価方式を採用した。これは退職給付会計基準で認識すべき退職給付債務は年金財政計算で採用されている責任準備金や最低責任準備金を採用するのではなく、発生給付評価方式に基づく退職給付債務 (PB0) で算定することが企業会計上適切であると判断したためである。最低責任準備金は、ある特定の時点における財政計算上の積立所要額である。企業会計上は、継続企業を前提として資産及び負債の認識・測定を行うものであり、最低責任準備金を企業の退職給付債務とすることは妥当ではない。 退職給付会計基準では、年金財政計算と退職給付債務計算を切離し、退職給付債務の計算については、発生給付評価方式を採用した。厚生年金基金は代行部分と加算部分とが一体とした年金制度と位置づけられ、また最低責任準備金の計算自体が会計上の観点とは異なる観点であることから、これをもって退職給付債務とする立場は取り得ない。 「代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見」は、代行部分の給付を会計上の退職給付と位置付けた上で、その債務評価方法について退職給付債務ではなく最低責任準備金とすることを主張するものであるが、この前提（代行部分の給付を会計上の退職給付と位置付ける）自体に難点があると考え 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る。この前提の下では、債務評価を退職給付債務の考え方（現価法）から大きく異なる方法によることを主張することは困難である。</p>	
<p>当面の取扱いではなく、抜本的な見直しが必要とする意見</p>	<p>今回の法令改正により、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の設定時における基本的な前提を変える制度改革が行われたため、退職給付会計基準を見直す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金の代行部分の債務は、平成16年度の厚生年金保険法の改正により最低責任準備金と明確になり、基金を設立している企業が最低責任準備金を超えて負担することはなくなった。この改正は、平成11年の実務指針の「基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える」に該当するため、公開草案に強く反対し、代行部分の債務を①退職給付会計の対象外にするか、②債務は最低責任準備金とする、退職給付会計基準の早急な見直しを強く要望する。法改正によって、厚生年金基金を設立している場合と設立していない場合とで財政の中立化が図られたが、今回の公開草案は、国が負っている債務を一定のルールで財源を交付するという会計事務処理の整理にとどまっており、法的に明確になり疑問の余地のない法律改正があったにも関わらず本質的な見直しを先送りしているものである。今回の法改正により、厚生年金基金の代行部分と上乘せ部分とでは債務の性格が明らかに異なるものとなっており、当時の意見書が想定していなかった基本的な前提に変更があったと考える必要がある。このことから、厚生年金基金に退職給付会計基準の適用するにあたっては、代行部分と上乘せ部分を異なる制度と認識し、代行部分を退職給付会計の対象外とするか、退職給付会計の対象とするのであれば最低責任準備金を代行部分の債務とする必要があると考える。 退職給付実務指針61項では、厚生年金基金の代行部分の取扱いについて、「凍結期間が解除されたときに事業主に負担が及ばないこと等、基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える。」と記載がある。当該実務指針は、日本公認会計士協会から公表されたものであるが、凍結解除後は代行部分にかかる事後的な負担は事業主には及ばないという制度改革が実施されており、当該実務指針の趣旨も十分勘案のうえ、見直しを行うべきと考える。 「資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいことはこれまでと同様である。」という意見があるが、見直すのは債務の評価方法についてであり、資産を区分計算することではない。また、意見書の当該部分においては、代行部分と加算部分とで同一の会計処理を適用する理由 	<p>実務対応報告本文は、当面の取扱いとして、現行の退職給付会計基準に則した取扱いを示すこととした。</p> <p>コメントを踏まえ、「(参考) 検討にあたって」における記載を適宜修正した。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>として、もう一つ「過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担していることが多い」という事項が挙げられているが、今回の法改正によって、代行部分について、最低責任準備金を超えて母体企業が負担することはなくなったことから、この理由は消滅している。以上のことから、資産の一体運用を理由として現行の取扱いを継続することは全く妥当性を欠くものであり、代行部分についての取扱いを見直す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「代行部分に関する財政の中立化」が実現した以上、制度の継続・代行返上・解散のいずれの場合も、最低責任準備金を超える負担は求められないこととなった。代行部分は、国の年金制度の一部を国に替わり給付しているものであり、その給付と負担は厚生年金保険加入者全体での財政上の均衡から見ており、上乘せ部分 PBO と同列の債務とは論じられない。国の制度である以上、代行部分は法定の債務負担額である最低責任準備金相当額とするか、さらに議論を進め、国の制度として代行部分全てを切り離すか、の判断が必要な時期にあると考える。公開草案には、「法令上は改正時点ですべての不足額を交付金として受け取ることとされなかったに過ぎない」として今回の法改正を否定的にみた意見があるが、これは国の財政上（予定利率変更の都度の膨大な資金のやり取り回避）の措置であり、制度が維持継続される限り何ら支障は生じないのである。また「基本的な前提を変える制度改革があったものとまではいえない」との意見があるが、法令上に代行部分での債務負担額が示されたことが重要なのであり、「基本的な前提が変わった」と考え、見直しの時期とすることが妥当である。 凍結解除の際、過去勤務債務として事業主に負担がかかることを懸念されていたが、法改正によって、最低責任準備金を越える部分の財源調達は国の責任とされたので、「退職給付会計に関する実務指針」61 項での「基本的な前提を変える制度改革があった」に該当し、代行部分の退職給付債務の評価方法を見直す必要がある。年金数理債務と退職給付債務の格差について、これまでは採用している予定利回りの差があることで説明していたが、年金財政は債務を明確に区分したので、これからはもっと具体的に説明する必要があり、代行部分の債務評価は大きな課題である。 	
	<p>退職給付債務（PBO）によることは、企業の資金負担の実態と著しく乖離する</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開草案の内容は、「代行部分に関する財政の中立化」の趣旨を十分に反映していないと考えられる。年金財政運営では、代行部分の債務は最低責任準備金を計上し、代行部分以外の債務は、従来と同様の予測給 	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>付方式に基づく数理債務を計上することとなった。即ち、企業の負担を適正に評価するためには、厚生年金基金という一つの制度について、二通りの債務評価を行い、企業の資金負担に即した財政上の評価を行うということである。従って、従来と同様に退職給付債務（PBO）を基準とした債務評価を行うことは、企業の資金負担の実態と著しく乖離し、厚生年金基金を設立している企業の財務諸表は適正な開示とはならなくなるということとなり、市場・投資家に誤解を与えるということになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は低金利下であるため、「PBO>最低責任準備金」の関係となっているが、金利上昇に転じた場合には、PBO は割引率の上昇により低下するが最低責任準備金は厚生年金本体の運用利回り実績により付利される（金利水準は直接影響しない）ため、「PBO<最低責任準備金」となる可能性が高い。「PBO<最低責任準備金」となる場合、代行部分の給付に必要な最低責任準備金よりも少額を、会計上は引当てることとなるが、企業負担の観点から考えた場合、適切とは考えられない。 ・ 公開草案の「厚生年金基金制度は1つの私的な年金制度であるものの、代行部分に係る債務は、今回の法改正により、もはや退職給付債務とはいえず、むしろ政府からの借入金（最低責任準備金で評価）と考え、会計上、同額を年金資産から控除すべきとする意見」が正しいと考える。これは、今般の改正で、凍結解除後の取扱いがコロガシ方式の継続として明確化されたため、代行部分の性質が根本的に変質したと考える。この意見に対する公開草案の以下の指摘はいずれも代行部分を借入金と考えることを否定するものではない <ul style="list-style-type: none"> ① 代行部分の給付は従来どおり当該基金が行う。→代行部分の給付支払は、借入金の返済にあたるものと位置づけられる。 ② 厚生年金基金が政府から一定の交付金を受け取ることとされた。→交付金は借入金の追加と考えられる。 ③ 法律によって借入金認められていない厚生年金基金において、代行部分に係る債務を借入金と考え、資産運用規模の拡大を図る目的の負債とみることは、取引を擬制しすぎる見方となる。→ 代行部分を会計上借入金と考えることと、厚生年金基金が借入金を認められていないことは関係ない。なお、例えば、先物等のデリバティブでは負値となる場合もあり、その場合の年金資産の時価評価額は、従来から純額表示となっている。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「今回の改正後においても、給付責任は従来どおり当該基金にある。」という意見があるが、平成16年の法改正によって、最低責任準備金を超える部分の財源調達責任は国にあることとなったため、企業が最低責任準備金を超えて負担を行うことはなくなり、代行給付における厚生年金基金の立場は、規約型確定給付企業年金における生保・信託の立場（事業主が財源を負担するが、給付の支払は生保・信託が行う）と同様であるため、厚生年金基金が給付の支払を行うことを理由として、現行の取扱いを継続することは全く妥当性を欠くものである。企業の負担の実態を踏まえれば、最低責任準備金を超える部分は決して支出されることのないものであり、債務の過大計上であることは明らかである。 ・ 本公開草案は「企業の経済的実態を適切に表していない」という公開草案反対意見に対し、「本件に関して何を経済的実態と考えるかは、それぞれの見地により異なっており、合意を得るに至らなかった」とされているが、多大な特別損益の発生を内在させているような会計処理が、企業の経済的実態を適切に表示していると言えるのか、再度の検討が必要である。特別損益の発生を内在していることは、企業経営者に恣意的な代行返上・解散を誘引させる可能性がある ・ 前提条件が以下のように大きく異なる中、従来通り、給付額を基にした債務評価を行い、費用計算を行う方法を継続することは、適正な期間費用の計算とはいえない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 現行の会計基準が、給付の見込みを基に債務評価を行い、発生主義に基づき費用計上を行っているのは、給付の見込み＝労働の対価としての企業の支払額（年金資産がある場合には、給付の見込み＝企業の支払掛金額＋運用収益）であることが前提となっている。 ② 法改正前は、国からの交付金という概念はなく代行部分についても同様の整理であった。 ③ 法改正後の代行部分においては、法定された最低責任準備金を超える部分は国からの交付金で賄われることとされた。これにより、基金からの給付を企業の負担（厚生年金保険料の一部である免除保険料と厚生年金本体と同率の運用利息）と国の負担で賄うということになり、給付の見込み≠企業の支払額になった。 	
代行部分を退職給付会計基準の対	<p>公開草案には反対する。代行部分については退職給付会計基準の対象外とされるよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政中立化により、代行部分の実質的給付責任者は事業主ではなく、国であることが恒久的に法令上明確に措置された。国が実質的な給付責任者であるため、代行部分の退職給付債務は事業主が認識すべきもの 	<p>実務対応報告本文は、当面の取扱いとして、現行の退職給付会計基準に則した取扱いを示すこと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
象外とすべきであるとする意見	<p>ではなくなった。これは、退職給付実務指針の制度改革時の再検討に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年厚生年金保険法改正により、代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなった。企業が支出することが法的にはないとされたものを負債として認識するのは妥当性を欠く。 	<p>とした。</p> <p>コメントを踏まえ、「(参考) 検討にあたって」における記載を適宜修正した。</p>
代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるとする意見	<p>厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用のあり方を見直し、厚生年金基金制度における代行部分の債務を最低責任準備金とする取扱いに変更すべきであるとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金制度における代行部分の債務は最低責任準備金とすると明確に定められたのであるから、企業会計における退職給付会計基準についても代行部分に対する債務は最低責任準備金とする取扱いに早急に見直すよう強く要望する。 退職給付会計基準の公表時（平成 10 年 6 月）の厚生年金基金の代行部分の財政運営では、3 つの要素（①一定の上下限を持つ免除保険料の適用による財政上の費用負担の過不足、②過去期間（加入員の最低責任準備金計算時点までの加入期間および受給者分）にかかる後発債務、③代行相当資産から発生する実際の運用利回りと予定利率（5.5%）との差による過不足）より発生する事後的な債務はすべて事業主の負担となっており、このような運営の下では、代行部分の会計上の債務は、退職給付債務（PBO）で評価するという取扱いは適正なものであったと考える。しかし、免除保険料率の凍結解除に伴い、最低責任準備金の算定方法は、暫定的に適用されていた過去法（コロガシ計算）が、凍結解除後も、継続して適用する方式として確定した。そして、継続基準上においても、事業主の代行部分にかかる債務は、数理債務から最低責任準備金に変更された。この取扱いの下では、前述した 3 つの要素による後発債務は、事業主の負担とはならないことが確定し、当該最低責任準備金を超える事後的な負担は発生しないこととなった。これらの点を勘案すると、代行部分の会計上の債務の評価方法は、最低責任準備金とすることが適正なものになったといえる。なお、最低責任準備金を代行部分の退職給付債務とする取扱いにした場合、代行部分に係る勤務費用は、当該年度に拠出予定の免除保険料相当額になると考えられる。 「代行部分に関する財政の中立化」が実現した以上、基金設立企業において、代行部分での最低責任準備金を上回る負担が、制度継続時においても、事業主に求められないことは法定事項として明白になったと考える。よって、最低責任準備金とするよう退職給付会計基準の改定を求める。 	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>①公開草案では、企業が最低責任準備金を超える負担を行うことがないにもかかわらず、それを上回る債務を会計上認識しなければならないとして挙げている理由には、企業会計において、企業の債務をどのように評価することが適切なのかという本質論が欠如している。</p> <p>②現行の取扱いが見直されない場合、企業が負っている債務と大きく乖離したもの（現行のように $PBO >$ 最低責任準備金の下では支出されることのないもの、将来、金利が上昇した場合や厚生年金本体の運用利回りが高水準となった場合、$PBO <$ 最低責任準備金となる場合には逆に不足が発生する）を企業の債務と認識することになり、企業の実態を正確に反映させるべき企業会計基準が、実態と大きく乖離した歪んだものとなる。</p> <p>③公開草案にある「発生基準に基づき当期までに費用として計上された残高を退職給付債務としているため、会計上、過大計上とはいえない」と言われるが、そもそも上乘せ部分 PBO と同様の計算方法であることが適正ではない、と言っていることに対し論点が異なるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正により、代行部分の債務は最低責任準備金と決定した。総合型厚生年金基金の設立事業所にあつては、非上場の事業所が大多数であることから、代行部分を退職給付会計基準の対象から除外する。仮に対象とする場合は、最低責任準備金のみを対象とするよう要望する。 ・ 厚生年金基金に対する退職給付会計基準の適用について、発生給付評価方式を早急に見直し、代行部分の退職給付債務を最低責任準備金の額によって評価することを提案する。 <p>①法改正後も、一つの運営主体によって、資産が一体運用され一括して給付が行われているが、代行部分の給付に係る責任のうち、最低責任準備金を超える部分の責任は政府に移された。従って、代行部分と加算部分が同一の退職給付制度であったとしても、両者の退職給付債務は性格が異なる。表面的な形式のみに注目し、性格の異なる債務を同一の債務として評価しては、有用な会計情報を提供するという企業会計の目的を達成することができない。</p> <p>②代行部分の債務については、公開草案 5 頁には「退職給付会計基準では、退職給付に係る債務を支払予定額や決済価額（又はその現在価値）とするのではなく、退職給付のうちに発生基準に基づき当期までに費用として計上された残高を退職給付債務としているため、会計上、過大計上とはいえないという意見もある」と記載されているが、代行部分に係る責任の一部が政府に移っているにも係らず、その事</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>実を考慮せず、現行の退職給付会計基準によって債務評価することは妥当ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の退職給付会計基準における発生給付評価方式の枠組みで考えるならば、将来の交付金に関しても、PBO の計算と同様に、一定の基礎率を用いた発生給付評価方式に基づいて評価し、これを退職給付債務の評価に含めるべきである。このとき将来の交付金の交付を予測するには将来における厚生年金本体の利回り等の新たな基礎率を定義する必要がある。しかし、相当長期にわたる予測が必要であるため、新たな基礎率を定義することは困難である。発生給付評価方式で退職給付債務を評価することが困難なケースに対応する一例として、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）が、キャッシュバランス・プランの会計処理に関する指針を示す解釈指針案 D9 において、利息クレジットが変動するキャッシュバランス・プランに関しては、将来の収益を予測することが困難であるため、最終的に支払うべきこととなる金額の見積りを行ってはならず、その代わりに仮想勘定残高を退職給付債務とすることを提案している。そして、この提案に対して日本公認会計士協会が同意（IFRIC D9 に対するコメント』平成 16 年 9 月 21 日）しているように、基礎率の設定が困難な場合には、発生給付評価方式以外の債務評価方法を採用したとしても、企業会計の概念から逸脱するものであるとは言えない。このとき、代行部分に係る給付のうち最低責任準備金の額を超える部分については、政府にその責任があることから、PBO から最低責任準備金の額を超える部分を控除する方法、すなわち、最低責任準備金の額によって退職給付債務を評価する方法が最も妥当であると考えられる。少なくとも、基礎率を定義することが困難であることを理由として、代行部分の給付に係る責任のうち最低責任準備金の額を超える部分について、政府に責任がある事実を度外視した債務評価を行うべきではない。 代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであり、代行部分の債務を PBO で評価することは不適切である。現在、PBO という債務評価方法は、国際的にも見直しの方向にある。そもそも PBO という債務評価のロジックは、伝統的な米国給付建て制度における給付算定式を前提としたものであり、タイプの異なる退職給付制度への適用にあたり、米国以外の各国は苦慮してきた。米国においても、キャッシュバランス制度という従来とはタイプの異なる制度の出現により、FASB は解釈基準を策定する必要に迫られた（EITF 03-4）が、解釈基準の設定をめぐる 2003 年以降の FASB の混乱ぶりは、PBO の不合理が露呈された結果と考えられる。なお、解釈基準策定の議論においても、Way-out Liability という、従来の PBO のロジックとは異 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>なる債務評価方法が提案されている。また、IASB においても 2004 年、キャッシュバランス制度を意識した債務評価のあり方に関して解釈基準草案(IFRIC D9)が公表され、PBO とは異なる評価方法が提案された。FASB は昨年 11 月、年金およびその他の退職給付制度に関する会計基準を見直すプロジェクトに取り組むことを表明し、同プロジェクトの第 2 フェーズにおいては、PBO の妥当性が議論される予定となっている。なお、米国における年金会計基準をめぐる問題点としては、IBM のキャッシュバランス制度に関する判決文において、制度移行に伴って(過去期間分が PBO から ABO に減少するため)利益が計上される等、裁定の余地を提供する事実が指摘されている。以上を勘案すると、退職給付債務の評価方法としての PBO は、もはや以前ほど確固とした評価方法でないといえる。諸外国に例のない代行制度について、経済的実態を踏まえた適切な評価方法を設定することは、グローバルスタンダードと何ら矛盾するものでない、と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の会計基準を継続することは、経済実態と異なる債務評価により、母体企業に対して代行返上・解散という裁定機会を提供することを意味するため、見直しが必須と考える。プットオプションとしての資産を考慮すれば、代行部分の債務は最低責任準備金とすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ①仮に会計基準が、これまでどおり代行部分の債務を経済実態と異なる PBO で評価するとした場合、厚生年金基金が代行返上という権利を保有することは、経済実態として、母体企業が PBO という負の証券を最低責任準備金という価格で国に買い取らせるプットオプションという「資産」を保有していることになる。このプットオプションの価格は、$PBO > \text{最低責任準備金}$であれば、その差額以上となる。国際会計基準によれば、過去の経済的取引に起因した将来受取ることのできる経済的便益が「資産」とされるため、何らかの方法で当該プットオプションを認識すべきである。この「資産」は、行使(代行返上)にかかわらず、保有(厚生年金基金の維持継続)の事実にもとづき認識すべきである。 ②債務の評価の不連続性は厚生年金基金を実施している企業が条件(代行返上・解散)付で債務の一部(退職給付債務と最低責任準備金の差額)を消滅させるオプションについての評価を行っていないことによる。「絶対に解散や代行返上しない」と決めている基金についてこのような議論が当てはまるか(オプションを購入していないのではないか)という反論が想定されるが、過去の代行返上や解散を見ても、このオプションは存在すると考えるのが妥当と考える。この結果、法改正によって将来のキャッシュフローの現価(過去期間代行給付現価)と最低責任準備金が、低金利環境下では交付金、高金利環境下で 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>は免除保険料率によって常に調整され、母体企業に最低責任準備金を維持する以上の負担を掛けないことが明示されたことから、「代行部分の債務は最低責任準備金」という主張が適切と考える。</p>	
<p>「(参考) 検討にあたって」に係るその他の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代行部分の債務を最低責任準備金とすべきという意見に合理性を認めるのであれば、一定の枠組みの中で、選択適用がなされるような制度設計を検討するのが適切と考える。 	<p>検討の結果、選択的な適用は採用されなかった。</p>
<p>その他</p>		
<p>退職給付会計自体の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当基準案は、退職給付会計のうち「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」を示すものであること、また前年3月に公布された「退職給付に係る会計基準」の一部改正でも「緊急性の高い」事項の見直しを優先させたとされるなど、他でも見直しを必要とするものがあると考えられる。従い、早急に見直し検討対象となっている部分や暫定措置となっている部分に加え退職給付会計自体も見直し頂き、全体としての整合性を整えて頂きたい。その際には国際的な会計基準との整合性についてもご留意頂きたい。 	<p>今後の検討課題と考える。</p>
<p>専門家の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金制度の財政運営は、現在、非常に複雑なものとなっており、年金関係者にとっても難解なものになっている。日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第14号「専門家の業務の利用」は、主に監査の際の取扱いを示したものであるが、今回の厚生年金基金の代行部分の会計処理について、基金財政の専門家である年金数理人、アクチュアリーの見解も、この基準の趣旨に則り、考慮すべきである。 	<p>本検討は、委員及び専門委員会における審議の他、参考人からの意見聴取、公開草案に対するコメントを通じて、年金数理人、アクチュアリーを含む多くの意見を踏まえて行われている。</p>
<p>委員会、専門委員会の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に中小企業で働く厚生年金基金の加入事業主からは、加入員の老後の所得保障が危惧される本公開草案に断固反対すべしとの声が大である。会計基準によって根本から制度の主旨の本旨が損なわれることになってはならない。より公平、民主的な議論を期するためには、中小企業を代表する者も是非ともメンバーに加えるべきである。 今回の専門委員会の企業側委員は、いずれも代行返上を率先して実施したグローバル型優良企業の皆様で占められている。少なくとも外部から拝察する限りは、それらの方々が、わずかに残存している国内型企 	<p>委員の構成については、公開草案の検討の範疇外である。なお、本検討は、委員及び専門委員会における審議の他、参考人からの意見聴取、公開草案に対するコメントを通じて、多くの意見を踏まえ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	業の厚生年金基金の事情を十分に理解され、客観的な目で今回の制度改革の効果を判断されたとは、正直に思って思えない。	て行われている。